

●香川県告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年10月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
小豆郡小豆島町橘字串ノ浦乙3の21（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため